

令和5年2月27日開会

令和5年3月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
議案第4号	令和4年度寝屋川市一般会計補正予算(第10号)	別冊
議案第5号	令和4年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第6号	令和4年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第7号	令和4年度寝屋川市水道事業会計補正予算(第5号)	別冊
議案第8号	令和4年度寝屋川市下水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第9号	寝屋川市みんなのまち基本条例の一部改正	1
議案第10号	寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定	3
議案第11号	寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	10
議案第12号	寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正	13
議案第13号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	16
議案第14号	寝屋川市旅館業法施行条例の一部改正	21
議案第15号	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	23
議案第16号	寝屋川市自転車安全利用条例の一部改正	25

番 号	案 件	頁
議案第 17 号	寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	27
議案第 18 号	令和 5 年度寝屋川市一般会計予算	別冊
議案第 19 号	令和 5 年度寝屋川市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 20 号	令和 5 年度寝屋川市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 21 号	令和 5 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 22 号	令和 5 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
議案第 23 号	令和 5 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	別冊
議案第 24 号	令和 5 年度寝屋川市水道事業会計予算	別冊
議案第 25 号	令和 5 年度寝屋川市下水道事業会計予算	別冊
議案第 26 号	包括外部監査契約の締結	29
議案第 27 号	市道の廃止	30
議案第 28 号	市道の認定	31
議案第 29 号	教育委員会教育長の任命	34
議案第 30 号	教育委員会委員の任命	37
議案第 31 号	有功者の選定	40

議案第 9 号

寝屋川市みんなのまち基本条例の一部改正

寝屋川市みんなのまち基本条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市みんなのまち基本条例の一部を改正する条例

寝屋川市みんなのまち基本条例（平成 19 年寝屋川市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

前文中「持続的な発展が可能な社会」を「持続可能な社会」に改め、「発揮するとともに」の次に「、多様性を認め合い」を加える。

第 6 条第 1 項中「犯罪等」を「犯罪、健康危機等」に改め、同条第 2 項中「犯罪等」を「犯罪、健康危機等」に、「防犯力等」を「防犯力、健康危機対応力等」に改める。

第 9 条中「個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため」を「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

寝屋川市情報通信技術を活用した行政の 推進に関する条例の制定

寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 寝屋川市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程その他規則で定める規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により寝屋川市が処理することとされた事務について規定する大阪府の条例及び規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 地方自治法第2編第7章の規定に基づき置かれる寝屋川市の執行機関、上下水道局若しくは議会又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって、法令又は条例等上独立に権限を行使することを認められたもの
 - ウ 寝屋川市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記

載することをいう。

- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相

手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収入金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等によ

り行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等に行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うこと

が規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 11 号

寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の 編制、職員、設備及び運営に関する基 準を定める条例の制定

寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法に定めるところによる。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

第3条 法第13条第1項の規定に基づき条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「条例基準」という。）は、第3項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、省令第4条第2項中「35人以下を原則とする」とあるのは、「満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下を、満4歳以上の園児については35人以下を原則とする」と読み替えて条例基準とする。

3 幼保連携型認定こども園においては、寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年寝屋川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寝屋川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

目次及び第1章の章名を削る。

第1条中「並びに法第13条第1項」及び「並びに幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準」を削る。

第2章の章名を削る。

第3章を削る。

附則第7項から第14項までを削る。

議案第 12 号

寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する 条例等の一部改正

寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年寝屋川市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「保護を受けている者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

(寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年寝屋川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」を「保護を受けている者(その保護を停止されている者を除く。)」に改める。

(寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年寝屋川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「保護を受けている者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第4項第1号、第2条の規定による改正後の寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第1号及び第3条の規定による改正後の寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の

例による。

議案第 13 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「408,000 円」を「488,000 円」に改める。

第 19 条の 5 中「620,000 円」を「650,000 円」に改める。

第 19 条の 5 の 10 中「190,000 円」を「200,000 円」に改める。

第 22 条の 2 第 1 項中「620,000 円」を「650,000 円」に改め、同項第 2 号中「285,000 円」を「290,000 円」に改め、同項第 3 号中「520,000 円」を「535,000 円」に改め、同条第 3 項中「620,000 円」を「650,000 円」に、「190,000 円」を「200,000 円」に改め、同条第 4 項中「620,000 円」を「650,000 円」に改める。

附則に次の 7 項を加える。

（令和 5 年度分の保険料率の特例）

51 令和 5 年度分の一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 1,000 分の 459 に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 1,000 分の 338 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 1,000 分の 203 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に

4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

52 令和5年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の3及び第19条の4の規定の適用については、第19条の3中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第51項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の4中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第51項第2号に掲げる額」とする。

53 令和5年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第51項第3号アに定める額

(2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額

54 令和5年度分の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第19条の5の5の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の459に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の338に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の203に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を

勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

55 令和5年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用については、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第54項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第54項第2号に掲げる額」とする。

56 令和5年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第54項第3号アに定める額

(2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額

57 令和5年度分の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第19条の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の1,000分の459に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の1,000分の541に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)

第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に被保険者が出産したときにおける出産育児一時金の支給について適用し、同日前に被保険者が出産したときにおける出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

3 新条例第19条の5、第19条の5の10及び第22条の2並びに附則第51項から第57項までの規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 14 号

寝屋川市旅館業法施行条例の一部改正

寝屋川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

寝屋川市旅館業法施行条例（平成 30 年寝屋川市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「第 29 条の規定により指定された博物館に相当する施設」を「第 31 条第 2 項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

寝屋川市建築基準法施行条例（平成 12 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表 9 の項の次に次のように加える。

9-2	法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000 円
-----	-------------------------------------	----------

別表 13 の項中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 3 項又は第 4 項」に改め、同表 15 の項の次に次のように加える。

15-2	法第 58 条第 2 項の規定に基づく許可の申請に対する審査	160,000 円
------	--------------------------------	-----------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

寝屋川市自転車安全利用条例の一部改正

寝屋川市自転車安全利用条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市自転車安全利用条例の一部を改正する条例

寝屋川市自転車安全利用条例（平成 24 年寝屋川市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (17) 他の車両等の通行を妨害する目的で、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある行為をしないこと。

第 11 条の見出し中「及び乗車用ヘルメット等の着用」を削り、同条第 2 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（乗車用ヘルメットの着用等）

第 11 条の 2 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 第 9 条第 2 項に定めるもののほか、自転車利用者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 第 1 項に定めるもののほか、高齢者は、自転車を利用する場合には、自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の 制定

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を
次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の8の2第1項の規定に基づき条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に定めるところによる。

2 放課後児童健全育成事業においては、寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)
- 2 寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年寝屋川市条例第19号）は、廃止する。

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 契約期間の始期 令和 5 年 4 月 1 日
- 2 契 約 金 額 8, 195, 000 円を上限とする額
- 3 契約の相手方 住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
氏名 岡本 真理子
資格 公認会計士

市 道 の 廃 止

次の市道を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議決を求める。

令和5年2月27日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

図面对照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A - 663	対馬江大利線	高柳一丁目 127番11先から	桜木町 官有地先まで
C - 122	中神田2号線	中神田町 219番1先から	中神田町 215番1先まで
D - 154	明和二丁目2号線	明和二丁目 1407番1先から	明和二丁目 1415番29先まで
D - 158	明和一丁目小路北町1号線	明和一丁目 1225番5先から	小路北町 1217番1先まで

市 道 の 認 定

次の路線を市道と認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

令和5年2月27日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

図面対照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A - 663	対馬江大利線	八坂町 188番8先から	高柳一丁目 127番11先まで
A - 688	葛原新町9号線	葛原新町 106番4先から	葛原新町 107番19先まで
A - 689	池田西2号線	池田西町 77番1先から	池田西町 70番5先まで
A - 690	池田西3号線	池田西町 104番2先から	池田西町 12番1先まで
A - 691	池田西4号線	池田西町 81番1先から	池田西町 12番1先まで
A - 692	池田西5号線	池田西町 3番8先から	池田西町 3番5先まで
A - 693	池田西6号線	池田西町 90番2先から	池田西町 9番2先まで
A - 694	仁和寺四丁目22号線	仁和寺本町四丁目 587番3先から	仁和寺本町四丁目 595番4先まで

図面对照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
B - 338	国松37号線	国松町 1056番22先から	国松町 1056番24先まで
B - 339	国松38号線	国松町 1056番34先から	国松町 1056番16先まで
B - 340	国松39号線	国松町 1056番27先から	国松町 1056番30先まで
B - 341	国松40号線	国松町 3番5先から	国松町 8番17先まで
B - 342	美井町9号線	美井町 1057番8先から	美井町 1057番12先まで
C - 122	中神田2号線	中神田町 194番1先から	中神田町 212番3先まで
C - 389	中神田21号線	中神田町 202番1先から	中神田町 202番11先まで
C - 390	対馬江西10号線	対馬江西町 71番2先から	対馬江西町 66番12先まで
D - 158	明和一丁目小路北町1号線	明和一丁目 1225番5先から	明和一丁目 1214番13先まで
D - 691	明和一丁目11号線	明和一丁目 1214番21先から	明和一丁目 1214番16先まで
D - 692	小路北町21号線	小路北町 1237番1先から	小路北町 1247番10先まで
D - 693	堀溝二丁目4号線	堀溝二丁目 204番3先から	堀溝二丁目 198番10先まで
D - 694	河北西38号線	河北西町 69番2先から	河北西町 63番1先まで
D - 695	太秦中17号線	太秦中町 726番3先から	太秦中町 725番8先まで

図面対照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
D - 696	太秦中18号線	太秦中町 728番6先から	太秦中町 734番56先まで
D - 697	太秦中19号線	太秦中町 725番29先から	太秦中町 730番18先まで
D - 698	太秦中20号線	太秦中町 725番18先から	太秦中町 725番22先まで
D - 699	太秦中21号線	太秦中町 730番7先から	太秦中町 745番5先まで
D - 700	太秦中22号線	太秦中町 745番5先から	太秦中町 745番11先まで
D - 701	新家二丁目10号線	新家二丁目 500番6先から	新家二丁目 500番8先まで

教 育 委 員 会 教 育 長 の 任 命

次の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

高須郁夫（たかす いくお）

理 由

教育委員会教育長 高須郁夫 が、令和 5 年 3 月 31 日任期満了のため、引き続き任命したい。

※ 任期 3 年（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 高 須 郁 夫 (たかす いくお)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 52 年 3 月 立命館大学法学部 卒業

職 歴

昭 和 54 年 4 月 寝屋川市立田井小学校教諭
寝屋川市立明德小学校教諭 (昭和63年 4 月)、東大阪市立
森河内小学校教諭 (平成 3 年 4 月)、寝屋川市立楠根小学
校教諭 (平成 6 年 4 月) を歴任

平 成 9 年 4 月 寝屋川市教育研修センター主幹・指導主事

平 成 12 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局学校教育部教育指導課主幹兼
人権教育係長

平 成 13 年 4 月 寝屋川市立楠根小学校教頭

平 成 15 年 4 月 寝屋川市立東小学校長

平 成 17 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局教育監

平 成 22 年 4 月 寝屋川市立第五小学校長

平 成 25 年 3 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 23 年 4 月	全国連合小学校長会特別支援教育委員会委員
至 平成 24 年 3 月	
自 平成 23 年 4 月	大阪府小学校長会常任理事
至 平成 24 年 3 月	
自 平成 23 年 4 月	日本教育会大阪府支部評議員
至 平成 25 年 3 月	
自 平成 24 年 4 月	大阪府小学校長会理事
至 平成 25 年 3 月	
自 平成 25 年 4 月	寝屋川市教育委員会委員 (教育長)
至 平成 29 年 3 月	
自 平成 29 年 4 月	寝屋川市教育委員会教育長
至 現 在	

賞 罰

平成 25 年 5 月	大阪府知事表彰
令和 2 年 10 月	文部科学大臣表彰

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 有 山 陽 子 (ありやま ようこ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 59 年 3 月 大阪教育大学教育学部 卒業

職 歴

昭和 59 年 4 月 寝屋川市立第五小学校教諭
寝屋川市立宇谷小学校教諭(平成 9 年 4 月)を歴任
平成 10 年 4 月 大阪府北河内教育振興センター指導主事
平成 13 年 4 月 大阪府教育委員会事務局教育振興室障害教育課指導主事
平成 17 年 4 月 大阪府教育委員会事務局教育振興室教職員人事課主任指導主事
平成 19 年 11 月 大阪府教育委員会事務局市町村教育室教職員人事課主任指導主事
平成 20 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局学校教育部学務課長
平成 24 年 4 月 寝屋川市立和光小学校長
平成 27 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局教育監
平成 31 年 4 月 寝屋川市立啓明小学校長
令和 3 年 3 月 同 上 退職
令和 3 年 4 月 京都市立第四錦林小学校講師
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 31 年 4 月
寝屋川市小学校長会会長
至 令和 3 年 3 月

賞 罰

令和 3 年 5 月 大阪府知事表彰

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定することについて、寝屋川市有功者表彰条例（昭和59年寝屋川市条例第1号）第2条の規定により議決を求める。

令和5年2月27日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所 [REDACTED]
氏 名 故 辻 岡 喜久雄（つじおか きくお）
生年月日 [REDACTED]

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
 氏 名 故 辻 岡 喜 久 雄 (つじおか きくお)
 生 年 月 日 [REDACTED]
 年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

寝屋川市民生委員・児童委員 30年
 寝屋川市民生委員児童委員協議会会長 6年

功 績 内 容

平成4年12月から30年間にわたり、民生委員・児童委員として、社会奉仕の精神をもって住民が抱える様々な問題の解決に尽力した。特に、平成28年12月1日から令和4年11月30日まで民生委員児童委員協議会会長として、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現と本市社会福祉の向上に貢献をした。

職 名	在 職 期 間
寝屋川市民生委員・児童委員	平成4年12月1日～令和4年11月30日
寝屋川市民生委員児童委員協議会会長	平成28年12月1日～令和4年11月30日

〔 参 考 〕

職 名	在 職 期 間
寝屋川市社会福祉協議会 評議員	平成20年6月15日～平成24年6月14日
同上	平成27年5月12日～平成28年6月14日
寝屋川市社会福祉協議会 理事	平成28年6月15日～平成29年6月14日
寝屋川市社会福祉協議会 副会長兼理事	平成29年6月15日～令和4年12月5日
第五校区福祉委員会 委員	平成4年12月1日～平成19年11月30日
同上	平成22年12月1日～平成27年3月31日

職 名	在 職 期 間
第五校区福祉委員会 委員	平成28年4月1日～令和4年12月5日
第五校区福祉委員会 副委員長	平成19年12月1日～平成22年11月30日
同上	平成27年4月1日～平成28年3月31日
寝屋川市民生委員推薦会 委員	平成29年1月16日～平成31年3月14日
寝屋川市社会福祉審議会民生委員審査 専門分科会 委員	平成31年4月16日～令和4年12月5日